

茨木市環境審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続等

- (1) 定員は、10名までとします。
- (2) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間に、受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た後に、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話等の電源は必ず切ること。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。